文 教 福 祉 委 員 会 会 議 録

1　日　時　　令和８年８月５日（水曜日）
開会　午前１０時００分
閉会　午後　１時５６分

2　場　所　　第１委員会室

3　出席又は欠席した委員の氏名

（出　席）	委員長	山　名　正　晃	副委員長	小　野　耕　作
	委　員	柴　田　　敏	委　員	林　　恭一郎
	〃	山　田　雅　徳	〃	萱　野　哲　也
	〃	村　木　理　英		
（その他出席者）	議　長	三　宅　啓　介		

4　職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小　原　　純	同次長	日　笠　哲　宏
同主幹	関　藤　克　城	同主任	平　田　泰　介

5　説明のため出席した者の職氏名

副市長	吉　田　理　子	政策監	難　波　敏　文
総合政策部長	入　野　史　也	政策調整課長	林　　啓　二
総務課長	渡　邉　康　広	財政課長	岡　　真　里
税務課長	高　谷　正　樹		
保健福祉部長	横　田　優　子	健康増進課長	荒　木　久　典
福祉課長	小　川　　修	長寿介護課長	岡　本　紀　子
文化スポーツ部長	丸　山　幸　司	生涯学習課長	小　原　靖　子
教育長	小　原　敏　彦	教育部長	江　口　真　弓
教育部参事	田　中　よし子	教育総務課長	大　西　隆　之
学校教育課長	村　山　　俊	学校教育課主幹	佐　藤　　亘
こども夢づくり課長	髙　橋　伸　悟		

6　調査事項及び報告事項その結果

調査事項

（１）ひきこもり支援事業について（議会事務事業評価）

報告事項

（１）督促手数料，口座振替収納済通知等の見直しについて

（２）山手公民館内への出張所移転について

（３）キャリア教育及び地域再発見に資する事業について

（４）総社市こども夢応援表彰について

7　議事経過の概要

別紙のとおり

開会　午前10時０分

○山名正晃委員長　ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は７名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の１、ひきこもり支援事業について（議会事務事業評価）の調査に入ります。

この際、私より申し上げます。

この調査事項は議会事務事業評価を行うものであり、私よりまずその流れについて説明をいたします。

本日、当局から提出された資料については、先日の議員間の協議を基に作成をいただいたものでありますので、本日はまず資料についての説明をいただき、併せて質疑を行います。その後の流れについては、休憩を取って協議をさせていただきますが、次回委員会までに各自で議会事務事業評価シートを記入いただき、次回の委員会で自由討議を行うように考えています。

では、当局の説明を願います。

福祉課長。

○小川　修福祉課長　それでは、調査事項１、ひきこもり支援事業について御説明します。

資料の１を御覧ください。

(1)ひきこもり支援の概要でございますが、ひきこもり支援の経緯といたしましては、総社市社会福祉協議会に委託して設置しております、障がい者雇用、生活困窮、権利擁護などに関するセンターの窓口で相談を受ける中で、高齢者の相談ではあるが、その当事者がひきこもっている、働き盛りの年代の子がひきこもっていることで生活が苦しいなど、ひきこもりというキーワードが多く聞こえてきたことから、ひきこもりの実態把握、専門的支援の必要性を課題として捉えたところでございます。

平成27年８月には、ひきこもり支援等検討委員会を設置し、ひきこもりの定義、実数及び実態把握、連携支援体制の構築、居場所づくりなどについて協議をいたしました。また、平成28年１月から９月までの間におきまして、民生委員、児童委員、福祉委員に御協力をいただき、実数、実態の把握を行った結果、市内に少なくとも207人のひきこもりと思われる方がいるとの情報を得ることができました。その後、平成29年４月に、ひきこもりという課題をお持ちの方を支援するため、ひきこもりに特化した支援窓口の設置を総社市社会福祉協議会へ委託し、ひきこもり支援センターワンタッチを設置いたしました。

ひきこもり支援センターの運営、事業計画、事業の推進等につきましては、引き続きひきこもり支援等検討委員会と一体となって検討を進めているところでございまして、ひきこもり支援センターの事業計画、事業報告につきましては、ひきこもり支援等検討委員会において御審議いただき、御意見をいただきながら事業を推進しているところでございます。

次のページを御覧ください。

総社市ではひきこもりの定義を、中学校卒業後であっておおむね６箇月間以上社会から孤立している状態と、また社会参加の定義を、自分の意思でおおむね６箇月間以上家族以外の第三者との交流が継続している状態と定めております。この定義に基づき、ひきこもり状態の方が自身を肯定して主体的に意思決定を行う自律、りつは律するのりつでございますが、自律による社会参加につながるよう支援を行っているところでございます。定義に年齢の条件を設けておりませんが、これは、地域に暮らす全ての住民を支えるという地域福祉の観点から、支援対象の制限をつくらないことで社会的排除を生まない仕組みとしております。

また、社会参加の定義でございますが、就労だけでなく、他者と接する様々な機会の継続を社会参加としておりますことから、第三者との交流が継続している状態としているものでございます。

次のページを御覧ください。

次に、(2)ひきこもり支援事業でございますが、相談支援窓口の設置、サポーター養成、居場所の設置、運営、実態把握、社会参加、就労への支援、関係機関との連携などをひきこもり支援事業として実施しております。

事業につきましては、総社市社会福祉協議会に設置しておりますひきこもり支援センターの運営により推進しているところでございまして、ひきこもり支援センターでは、来所、訪問、電話などによる相談支援、当事者の居場所利用などへの相談員の同行支援、常設居場所の設置、運営、ひきこもり家族会への支援、ひきこもりサポーターの養成、ひきこもり者の現状確認、地域との連携、周知啓発活動に取り組んでおります。

次のページを御覧ください。

次に、(3)事業委託料、財源内訳でございますが、事業委託を開始した平成29年度から令和６年度までの委託料及び財源内訳について記載しております。

委託料につきましては、令和３年度までは増額となっております。備考欄に記載しておりますが、常設の居場所ほっとタッチ、ほっとタッチぽえむの開設に当たり、必要となる経費や開設後の運営経費、サミット開催経費、サポーター養成テキストの作成経費などによる委託料の増額が主なものでございますが、令和４年度以降はおおむね1,600万円程度で推移しております。

国・県の補助につきましては、主に厚生労働省の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を申請し、交付を受けております。生活困窮者の自立を促進するために必要な事業として、ひきこもり支援推進事業が対象とされているものでございます。補助率は２分の１でございますが、補助上限などを踏まえて補助金交付決定となりますことから、令和元年度から令和３年度までの補助金額は少なくなっております。なお、この補助金はひきこもり支援事業の総額に対する補助でございます。

次に、５ページを御覧ください。

(4)相談実績でございます。

平成29年度から令和７年度までの９年間の延べ相談者は３万4,421人でございまして、そのうち

支援対象者本人との相談が１万4,191件、親族との相談が7,704件、その他、民生委員、福祉委員、地域包括支援センターなどからの相談が１万2,526件となっております。

また、相談の受付方法は、訪問5,484件、来所１万3,567件、電話１万2,277件、その他、ｅメールなどですが、3,093件となっております。

相談件数３万4,421件のうちその相談の対象者の性別ですが、男性が２万3,543人、女性が１万872人、不明６人となっております。

実ひきこもり支援対象者は、各年度における対象者の実数でございまして、その下、新規対象者は、各年度の実ひきこもり支援対象者のうち当該年度に新たに対象者となった人数でございます。令和７年度で申し上げますと、実ひきこもり支援対象者127人の支援を行っておりますが、そのうち32人が令和７年度に新たにひきこもり支援対象者となった方でございまして、残り95人が令和６年度以前から継続して支援を行っているひきこもり支援対象者でございます。新規対象者の計533人が、平成29年度から令和７年度までの間に相談のあったひきこもり支援対象者の実数でございます。

社会参加人数につきましては、各年度において、自分の意思でおおむね６箇月間以上家族以外の第三者との交流が継続している状態となった方の人数でございまして、社会参加者は計101人となっております。

次に、(5)新規対象者の属性につきましては、新規対象者533人の年代、性別について記載しております。

次のページを御覧ください。

(6)社会参加者年度別内訳、属性でございます。

上の表は社会参加者101人の各年度別の社会参加の内訳を、下の表は年代、性別について記載しております。

なお、上の表の一番下、イベント型居場所につきましては、常設居場所ほっとタッチを開設するまでの間におきまして、クリスマス会やお花見など計11回の模擬居場所を実施したものでございます。

次のページを御覧ください。

(7)居場所来所者数、属性でございますが、ほっとタッチ、ほっとタッチで開所しております日陰の集い、ほっとタッチぽえむ、それぞれの居場所における年度別の来所者数と来所者の年代、性別について記載しております。

ほっとタッチ及びほっとタッチぽえむの来所者ですが、相談員との関わりの中で常設居場所への来所につながった方がほとんどでございます。中には、以前来所されていた方で、今は就労されており社会参加につながっておりますが、常設居場所に来所されているという方もいらっしゃいます。また、ひきこもり支援センターとの関わりのない方が常設居場所に来所されることもありますが、その際は相談員などとの相談を行っているところでございます。

次のページの８ページ以降でございますが、視察などにおけるひきこもり支援の説明資料をつけております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

林委員。

○林　恭一郎委員　おはようございます。御説明ありがとうございました。

まず、ひきこもりのこの実態調査で、平成27年８月から29年ぐらいあたりで207人のひきこもりの人数が把握されたということになっておりますけども、今現在はどのくらいの数になってるんでしょう。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　林委員からの御質問でございますが、今現在の実態ということでございますけれども、この平成27年当時の207人というのが、このひきこもり支援の事業を進めていこうという中で、まずどのぐらいひきこもりの方がいるかという実数把握を行ったところでございますが、この207名につきましても、基本的に実名を伏せた形で実態把握というのを民生委員、福祉委員などに御協力いただきまして把握したところでございます。このひきこもりの方、ひきこもりと思われる方の実態というのを把握するのは非常に難しいという部分もございますので、それ以降は詳細な実態の把握ということは行っていない状況でございます。

○山名正晃委員長　林委員。

○林　恭一郎委員　私も今まで、ひきこもりサポーター養成講座ですとか、そういうものを受講しまして、全国的にも年々その数が増えてると学びました。ということは、総社市においても、把握はなかなか難しいのは分かるんですが、実態は今はその当時よりも増えてるんじゃないかと想像してるんです。そこで、例えば居場所となるほっとタッチがありますけども、令和４年が869人最多で利用されてると、令和７年は609人とちょっと減ってるわけですね。恐らくひきこもりの方の人数は増えているだろうけれども、この利用者の数というのは減っているということに関してはどのようにお考えになっておられますか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　林委員からの御質問でございますが、ほっとタッチの利用者の数が令和４年度の869人から600人台に減ってきてるというところでございますけれども、実来所者数としては大きく変化はなくて、同じ方が数多く利用されてるというようなところが令和４年度のあたりは顕著だったという部分だとは思います。対象者、ひきこもりと思われる方が多くいるというようなところがある中で、常設居場所を利用される方もいれば、常設居場所を利用されない方もいる中で、現在のこの常設のほっとタッチの状況で言いますと、そこを利用されてる、そこの利用につながったという方でいうと若干減にはなっているけれども、その当時はその方の来所回数が多かったという

ようなところがこの数字に表れてるところでございます。

○山名正晃委員長　林委員。

○林　恭一郎委員　ほっとタッチを利用されてる方が１日平均で多分３人から４人ぐらいじゃないかと思うんですけども、ひきこもり支援ということでこのほっとタッチができて、じゃあ社会参加をする。このほっとタッチに行かれるのが社会参加の一つだと思うんですけども、これを取っかかりとして、もっと就労してもらうとか、そういうふうなことにつなげていければ一番いいかなと思うんですが、こういった、ほっとタッチにさらに行ってみてはどうですかという働きかけというのは積極的にやられてるんですか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　林委員からの御質問でございますけれども、積極的にといいますか、あくまでも当事者の考えてる部分というところを尊重してというのが一番大きなところでございますので、その中で一つの提案として、常設の居場所の利用というところをお勧めするというようなところもございますけれども、そこで当事者の方が行ってみようかということで行かれる方もいらっしゃいますし、常設の居場所に行かれるというよりは、違う選択肢を取った形で、社会参加に向けた小さな変化をつけていくというようなことを判断して、相談員の方から当事者にお勧めをしていくというようなこともございます。

○山名正晃委員長　林委員。

○林　恭一郎委員　実は私も１年ぐらいほっとタッチに毎月１度お手伝いに行ってるんですけども、ひきこもりサポーター養成講座で学んだひきこもりとはこういうことだという、そこで学んだことと、それからほっとタッチに行って、実際に来られてる当事者の方とお話しすると、かなりギャップがあるといいますか。コミュニケーションも取りにくい方なのかなと思って最初行ったんですけども、案外そうではなくて、結構コミュニケーションも取れますし、話しかけてもきます。それが不思議に思いまして、この方たちは本当にひきこもりなのかなと、そういう思いを持ったんです。後でいろいろ聞いたり調べたりすると、完全にそうでない方もたくさん来られてるということで。最近は特に、どう見てもひきこもりじゃない方も来られて、障がいがある方というのは分かるんですが、それでも毎日のように来られる方がおられる。私が心配してるのは、普通に、いろんなところに行って、コミュニケーションを取れる方が来て、１時間ぐらいお茶を飲んで帰るとか、そういう方々もおられるんです。本当にひきこもりで困っていて、そこに足を運びたいんだけれども、そこで行って、なかなか、本当はコミュニケーションが取れない方が、違う、全く関係ない方が何か話しかけたりいろんなことをして、逆にもう行けないというようなことになるんじゃないかと心配をしてるんです。そういった、恐らく把握されてるとは思うんですけど、完全なひきこもりではない方が来られてる。その方が、ちょっと言葉は悪いんですけど、悪影響を及ぼすような、そういったことにつながりはしないか。

　というのが、私が最初行き出した頃から半年、それから１年近くたった頃から、いつも来られて

た方とか、来られなくなった方、お見かけしない方がもう２人ぐらいいらっしゃるんです。逆に、違う方、そのひきこもりではない方が来られてからそういった方が来られてないように感じるんです。そのあたりのことは把握されてますでしょうか。

○山名正晃委員長　林委員、私より申し上げます。

先ほどの質疑の中で、不適切な発言がありましたので、そちら訂正を。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、答弁願います。

福祉課長。

○小川　修福祉課長　先ほどの居場所の来所者増といいますか、そういったところの部分だと思いますけれども、冒頭資料の説明のときにも申し上げましたけれども、多分その把握されてる方につきましては、以前ひきこもりで関わりを持たれてた方、今社会参加につながってはいますけれども、引き続き居場所の利用をされてる方ではないかなと推測してるところでございます。

その中で常設居場所の在り方という部分なんですけれども、基本的には、林委員がおっしゃられるように、ひきこもりの方が社会参加に向けた中で、常設の居場所を利用して小さな変化、関わりを持ちながら社会参加につなげていくというようなたてりといいますか、というところで常設の居場所を設置してるという部分ではございます。ただ、中には、ひきこもりという状態ではないですけれども、この常設居場所を利用することによってひきこもり状態になることを避けるというような予防的な形で利用されてる方もいらっしゃるかとは思います。ただ、そこも、関わりがない中で突然来た方については相談員との面談等は行わせてもらってということになりますけれども、本当にもう、ただこんなところがあるのでここにちょっと遊びに来たという感覚で来られてる方であれば、その相談の中でお断りをするというようなところはあるかもしれませんけれども、基本的には、何らかのそこの必要性を持って来られてる方で、ひきこもり状態になる予防という部分も含めて来られてる方もいらっしゃるかと思いますので、厳密に線引きをして、この方は来てはいけませんというようなことはしてないような現状でございます。

○山名正晃委員長　林委員。

○林　恭一郎委員　今言われたこともよく分かります。最初は本当にひきこもり状態だったけど、そこで改善されて、少しよくなって、そこが居心地いいので引き続き来られる方、そういう方もいらっしゃると思います。

ただ、最近なんか特にあるんですけど、例えばイベントですとかお祭りですとか、そういったところに自分で積極的によく行かれてるような方も来られてるんです。この方、どう考えてもひきこもりではない。障がいはある方なんですけども、そういったひきこもりではない。私もいろんなところで会って、話しかけてきたりとか、そういった方がいらっしゃるんです。厳密には、多分この方はそこに来られる方ではないと思うんですけども、そういったところで、恐らくサポーターの方たちも、この方をどういうふうに扱っていいのかというような悩みを持っておられると思うんで

す。その部分のところをはっきりさせていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。
○山名正晃委員長　福祉課長。
○小川　修福祉課長　先ほども申し上げたように、線引きをしてお断りしますというようなことはなかなかしにくい部分であるとは思っておりまして、そういったことも踏まえて、今そこをお断りしてないというような現状ではございます。ただ、そこは、林委員も言われるように、ほかの来所されてる方に悪影響を及ぼすんじゃないかというところが、あまりにひどいようであれば何らかの話を進めていく必要はあるかとは思いますけれども、そのあたりのところについてが、まだもうきっぱりと切るというような形では今現状としては行っていないというようなところでございます。
　また、サポーターとしてどう関わっていくかという部分のところでございますけれども、ひきこもりの方に対しての関わりをというところでひきこもりサポーターということではあるんですけれども、居場所の中においては、できればそこに来られている方と、要はその方が自宅にいるというような平時での関わり方をベースにして接していただくという。日常にいるような形で接していただくというところを基本にして、そこで活動いただけたらなというふうには思っております。
○山名正晃委員長　林委員。
○林　恭一郎委員　総社市社会福祉協議会のほうからは、何かそういったことで困ってるとか相談とかというのは来ておりませんか。
○山名正晃委員長　福祉課長。
○小川　修福祉課長　委託してる総社市社会福祉協議会のほうからも、この居場所の来所者の方に限らずですけれども、このひきこもりの運営に関していろいろな相談というのは受けております。そのあたりは、どういった形でというところは、話をしながら進めているところでございます。
○山名正晃委員長　林委員。
○林　恭一郎委員　実際私がそこへ足を運んで非常に感じてること、これはほかのサポーターからも言われたこともあるんです。そこをもう一度、総社市社会福祉協議会とも話をして、実態をもうちょっと詳しく調べていただきたいんですけども、やっていただけますか。
○山名正晃委員長　福祉課長。
○小川　修福祉課長　先ほども申し上げたように、今の段階ではお断りをするという形では進めてないような状況ではございますので、そこがあまりにも、ほかの来所者の方への影響の度が過ぎるようなところがある程度あるような状況であれば、そこのところは検討していくというようなことになるかとは思っております。
○山名正晃委員長　林委員。
○林　恭一郎委員　ぜひ実態把握を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
　答弁は結構です。
○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。
　小野副委員長。

○小野耕作委員　御説明ありがとうございます。

平成28年に207名のひきこもりの実態調査ということで、検討に入るために実態調査したんですが、今現在はもう行っていないと。その行っていない理由は何ですか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　小野副委員長からの質問にお答えいたします。

行っていない理由といたしましては、まず、ひきこもり、ひきこもり状態であろうというところも含めてでございますけれども、ここの実態把握というのは非常に難しい部分がございます。特に、コロナ禍以降であったり、ＩＴがいろいろと進んできて、仕事におきましても在宅ワークが可能になってきたり、例えば買物に出られても、そのまま特に他者と接することなく買物もできるというようなところもあったりしますので、外出の機会がない、家にずっといらっしゃいますけれども、そこに困り感がないという方もいらっしゃいます。そういった中で、この実態を把握するというのは非常に難しい部分というのもございますし、定点実態調査というのを行っても、そのときはそこにはまらなかったけれども、その後、幾らか期間が過ぎていったところではひきこもりになられる方もいらっしゃるというところがあります。逆に言いますと、ひきこもりの実態把握をして、そこの方々に支援をしようという方向になりますと、今度は、そこで拾い上げれなかった方、新たにひきこもり状態になられたような方を拾えないというようなリスクもございます。難しさというのが一番なんですけれども、そういった部分で、今の状態でいうと、実態の把握というよりは、その相談先があるというような今のひきこもりの支援体制を周知しながら、困り感が出た方に相談いただく、また支援者等々からこういう状態の方がいるようだという情報をいただくという中で、ひきこもり支援事業を進めてるところでございます。

○山名正晃委員長　小野副委員長。

○小野耕作委員　難しい理由は分かりました。ですが、平成28年のときには実態調査をやったわけじゃないですか。民生委員のお力をお借りしたりとか、いろんな方の情報を基にしたわけじゃないですか。今言われたように、拾えない方がいるというのを言われましたけど、実態調査があるからこそ拾えることも出てくると思うんですよ。ですので、僕はこの実態調査は、毎年が大変なら２年に１回とか３年に１回とかでもいいんですけど、僕は実態調査というのは絶対したほうがいいと思います。じゃないと、この予算規模もどうするか。これは事務事業評価するわけですから、ええか悪いかという判断するんですよ。となったら、じゃあどれぐらいの人数がおって、どれぐらい救えてるんだということも大事だと思うので、実態調査はぜひやっていただきたいと思います。いかがですか。

○山名正晃委員長　保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長　ありがとうございます。

実態調査、じゃあ全くやっていないかというと、ひきこもりに特化した実態調査というものは行っておりませんけれども、民生委員の日々の活動の中で、ひきこもりに限らず、いろいろな気にな

る御世帯がありながら、なかなか民生委員では踏み込めないというような世帯に関しては、そういったリストというものを、福祉課のほうが窓口となってお出しをいただき、何かとつながりがないかというのを、市と総社市社会福祉協議会を含め全体で協議を行って、ある方についてはそれを進めていく、ない方については新たな接点を持っていく、協議も行っていくというのをやっております。ですから、その中で新たなひきこもりの方を発見することも当然ございます。

なかなかこのひきこもりだけで民生委員に労力をお願いするというのは現状難しい状況ですので、全体、生活困窮、障がいのある方、精神障がいのある方、そういったいろんなケースを含めて、地域を見守る中で、気になる方というのを抱え込まずに市のほうにお伝えいただく、これを把握として現状やっているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員　まず、(4)の相談実績のこの表の見方なんですけど、これが私は非常に分かりにくいなと思うんですけど、これは表を作るの大変だったんじゃないかなと思うんですけども、まずこの延べの相談者というのが急激に最近減ってきているという数字が出てますけど、これは何か原因があるのかどうなのか。それと、相談実績中、実ひきこもり支援対象者と社会参加人数というのは、これは実数ということでよろしいですか。社会参加した人はもう支援対象者ではなくなるのかどうなのか、その辺もお願いします。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　村木委員からの御質問にお答えをいたします。

延べ相談者がここ数年で減っているというところにつきましては、表の下のほうにあります実ひきこもり支援対象者のところでございますけれども、年間でその対象者との関わりを持ちながらという方、129、128、127人というようなところで推移しておりますけれども、この方々との関わりの数の積み上げがこの三千何件というようなところになっております。なので、その関わりの数の大小が大きい要因かなというところで、若干その関わる回数が減ってるというようなところでございます。

社会参加につながった方ですけれども、社会参加につながった方がまたその後に相談等々を引き続き行うというようなこともございます。この方々につきましては、新規対象者としては計上しておりませんけれども、この実ひきこもり支援対象者のところで、その相談対応をした対象者としては計上しているところでございます。ですので、一旦は社会参加されたけども、その後相談をしている方というのは、実ひきこもり支援対象者には計上されているというような状況でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　非常にこの表の読み取り方が難しいなと思いまして、これは慎重に見ていかないとなかなか把握できないんじゃないかなと思うんですけど。

あと、(6)の社会参加者の表があるんですけど、この表の中で年度別の内訳、属性のうち就労というのは、もともとこれはどういったところで就労されているのかという点ですね。それと、同じく(6)の社会参加のうち進学や復学されている人がいると。ひきこもりの人の中には不登校の児童も含まれていると思いますが、学校との連携等はどうなのか。この２点お願いします。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　まず、就労でございますけれども、ここの区分分けをしております就労というのは、本当に一般就労というところで、一般企業への就労というところが就労ということになってます。その下にあります短期就労、パートであったりとか短い時間の短期就労であったり、福祉的就労という内訳がございます。就労というのは一般就労という部分で上げさせてもらってる部分でございます。

また、進学、復学という部分でございますけれども、この多くは、例えば進学で言いますと、通信高校への進学であったり、高校生が復学というようなところで計上しているというようなところでございます。高校生でも、相談で関わりを持ってる方もいらっしゃるというような現状でございます。小学校、中学校におきましては、学校現場で不登校対策というところでしておりまして、その後、中学校卒業前、中学３年生になったあたりからスタートしますけれども、ひきこもり支援センターへの引継ぎ、面談希望者への面談であったり、学校側からのひきこもり支援センターへの引継ぎというようなところをし、引き続きの関わりが必要な方については、ひきこもり支援センターで関わっていくというようなことをしております。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　就労に関しては、一般企業で働いているということと、あと学校との連携もきちんとされているということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村木理英委員（続）　あと一つ質問がありまして、ひきこもりサポーターの登録者って103人おられるんですけども、これは実際に活動されてる方というのはどれぐらいの人数がいるのかどうか、お願いします。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　実際にひきこもりサポーターの活動をしてる方の数でございますけれども、実際にその活動という中で言いますと、今の常設の居場所、ほっとタッチであったりほっとタッチぽえむでの活動というところを主にやっていただいてるという方については40名程度というところでございますけれども、その常設の居場所での活動に関わっていただくばかりではなくて、ひきこもりへの理解をいただいてる方で、地域でそういった方というのがもしいればひきこもり支援センターへつないでいただくという、よき理解者としてひきこもりサポーターとして活動していただいてるという方もいらっしゃいます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　ひきこもりサポーターと定めるところの定義ですね。どのような方をひきこもりサポーターとして市が認めているか、任用してるか、そのあたりがあればお願いします。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　ひきこもりサポーターの定義というところでございますけれども、ひきこもりサポーターの養成の段階で説明も申し上げているんですけれども、ひきこもりに対する理解を深めていただいて、地域で見守り、またその居場所ですね。常設の居場所での支援、常設の居場所以外も、活動という点においては居場所になりますけれども、居場所での支援もしくはサポーター活動の運営、そういった形で、地域におけるひきこもり支援に協力いただける方という形でサポーターを養成しているところでございまして、先ほども日常化ということを言いましたけれども、常設の居場所での活動においては、本当に利用されてる、来所されてる方がふだんと変わらない関係で家族以外の方と接するというようなところを主眼に置いて活動していただくことを念頭に置いてサポーターを養成しているところでございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

　柴田委員。

○柴田　敏委員　サポーターのことで今質問があったんで、私も同じようなところで。

　まず、サポーター養成というのは、例えば養成講座みたいなのを年間に何回か行って、そこに講座を受けられた方がなれるのか、例えば随時、私はなりたいんですけどどうしたらなれますかという、そういう臨時的な形でなるのか、そういうところをまず教えてください。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　柴田委員の御質問でございますけれども、ひきこもりサポーターの養成でございますが、ひきこもり支援センターは平成29年度からスタートしておりますけれども、ひきこもりサポーターの養成という部分につきましては、もう一つ前、平成28年度から進めているところでございます。これは毎年度、養成講座をしまして、その受講者に登録いただくという。受講はしたけど登録されない方もいらっしゃいますけれども、受講してその後登録というような流れで毎年しているところでございます。

○山名正晃委員長　柴田委員。

○柴田　敏委員　先ほど村木委員も聞かれたんですが、103名いらっしゃる中で40名ほどが今関わっておられるというふうに言われました。その約40名の方が年間どのぐらい、その居場所が開かれているかというのが私も分からないんですけれども、その場に必ずそのサポーターの方がいらっしゃるのか。当然、対象者の方が来られない場合もあるかとは思うんですが、随時そのサポーターの方が１名か２名いらっしゃるというような、そういうことで認識したらよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　柴田委員からの御質問でございますが、居場所での活動でございますけれども、ほっとタッチ、ほっとタッチぽえむ、どちらもですけれども、サポーター２名体制というとこ

ろで行っているところでございます。

ほっとタッチにつきましては、サポーター２名で、鍵の管理も含めて運営をしていただいてというところでございます。ほっとタッチぽえむにつきましては、ひきこもり支援センターの職員が鍵を開け、そこにも立ち会う形で運営してるというようなことになりますので、サポーター２名とひきこもり支援センターの職員１名でほっとタッチぽえむのほうは運営をしてるところでございます。ほっとタッチにつきましてはサポーター２名体制ということで運営をしてるというような状況でございます。

○山名正晃委員長　柴田委員。

○柴田　敏委員　多分、サポーターの方はボランティアという形になるのかな、職員の方は違うとは思うんですけれども、今思ったのは、対象者の方がいらっしゃらない場合も当然あるかと思いますし、一日中おるとも限らないし、午前で帰ってしまう。でも、午後もボランティアの方はそこに滞在をしないといけないという意味では、ボランティアの方が足りてるのか。その40名で大変なんではないかなというのも思うんですけれども、もし足りてなければ、もう少しそういうサポーターの養成を積極的にするとかというのも必要ではないかなというのも感じたので、その辺はどんなでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　サポーターの人数の部分と運営に対してというところでございますけれども、できますならば、サポーター登録者がもっと増えていって、その方々で御協力いただきながら運営してというところが理想ではございます。毎年養成講座を実施しておりますけれども、その中で、なっていただける方を望むという部分でございますので、なかなかこちらで決め打ちをしてサポーターにお願いしますという形が進めれない部分ではございます。

また、運営部分ですけれども、今サポーター２名ということで進めているんですけど、当初は１名でしてたんですけれども、サポーター１名ではという部分もサポーターの中からも声が聞かれまして、現在は２名体制で継続をしてるというようなところになりますので、サポーターの負担は大きくなってくる部分なのかなというところではございます。

ただ、ボランティアという形、サポーターの居場所での活動、居場所以外での活動も含めてですけれども、活動については１回当たり500円の活動費を、気持ちほどの額ではあるとは思うんですけれども、活動費を支給しているというような状況で対応しております。

また、ほっとタッチとほっとタッチぽえむは、開所時間とかも違ったりするので、ほっとタッチは午後３時から５時、ほっとタッチぽえむは午前９時半から11時半というようなところがあって、そのあたりでうまく。あと、ほっとタッチぽえむのほうは、月曜から金曜までずっと開いてるという形は取ってない部分もありますので、そのあたりでの調整をしながらサポーターに御協力をいただいてる状況でございます。

○山名正晃委員長　柴田委員。

○柴田　敏委員　では、とりあえず、今の103名の登録のうちの40名ほどで何とか２名体制で回ってるという認識でよろしいでしょうかね。

　要は、大変だろうなと思って。当然、この日人がいないので誰か来てほしいとか、何かそういうやりくりをしないとその場にサポーターを配置できないみたいな、そういう状況もあるんではないかなというのを思ったので、今のお話では大丈夫かなというふうに感じたので、そのように認識しておきます。ありがとうございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

　山田委員。

○山田雅徳委員　これまでの質疑の中に出てきたか、また既に説明をしていただいてるのか、重複になるかもしれませんが、そもそもこのひきこもり支援事業、ひきこもり支援センターの事業をこれまでやってきている中で、現状、市としては、この事業によって、市内の潜在的なものも含めるかもしれませんが、ひきこもりの方、ひきこもりの数というのは減少していると考えているのか、それとも現状、踏みとどまっているのか、実はもっともっと潜在的なものも含めて増えていっているのか、この事業をすることによって現状今どうなっているのかの受け止めをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　山田委員からの御質問にお答えをいたします。

　現状をどのように今把握をしているかという部分でございますけれども、相談実績のところでも上げている数字でも現れてはいるんですけれども、新たな対象者というのは出てきていますけれども、社会参加につながっている数というのは少ないというところがあって、継続的な支援が必要な方は多くいるというところになってくるかと思います。

　ただ、新規の実のひきこもり支援対象者の数があまり増えてない部分というのは、様々な要因がありますけれども、関わりを持っていたけれども、その方が住所を総社市から移された方とかも中にはいらっしゃいますし、もともと関わりを持ってる方の中でも、最初の相談として実のひきこもり支援対象者という形で対象にはなってはきますけれども、その相談というのが、市外からも電話等で相談を受けることもございますので、市外の方の相談というところでございますが、そういった方については、対象者という数では上がってはきますけれども、その方が実際そこから後の支援ということで、ひきこもり支援センターが何か動いて引き続きの継続支援をするというのは、あまり市外の方の対象はなくて、その方がまたその後に電話等で相談してこられるということはございますけれども、何かをこちらから投げかけて、こういった形に参加してみようというような形で動くというようなことはないような方も含まれてはいます。ただ、現実、実態としてですけれども、若干社会の複雑化という部分もあったりしますし、今の物価高等々があったりという、様々な要因もございますけれども、様々の要因で、ひきこもりの該当になる方、対象の方というのは増えていってるような傾向にはあるかと思っております。

○山名正晃委員長　山田委員。
○山田雅徳委員　今、相談実績のところのお話になったと思います。市外の方の相談もあるよみたいなお話だったと思いますが、その市外の方の相談も、電話か来所かメールか、いろいろあると思うんですけども、その市外の方の相談とか対応というのもこの相談実績の中に含まれているのかというのがまず一つと、あとその市外の方も、例えば希望されれば、この後でもお聞きするんですけども、ほっとタッチぽえむであるとかほっとタッチとかというのを利用することができるのか、そういったサービスを受けることができるのかというのをお聞かせください。
○山名正晃委員長　福祉課長。
○小川　修福祉課長　利用者の市内、市外という部分でございますけれども、新規の対象者で今上がっております533人、この533人の中で市内の方は462人いらっしゃいます。71人は総社市以外からの相談となっておりまして、市内の方に対応していくというのが基本というところではございますけれども、居場所の利用料をいただいて運営してるという部分はございませんので、市外の方が何らかの相談があって、そういった居場所があるのであれば、そこでちょっと行ってというようなことがあれば、そこを拒むというようなことはしてないというような状態でございます。
○山名正晃委員長　山田委員。
○山田雅徳委員　市外の方が希望されれば拒むということはないということでありますけども、実際にあるのかどうなのか分からないんで、これは市民向けサービスなのか、日本にお住まいの方向けサービスなのか、そもそもの考え方は、市民向けなのかどうなのかという考え方はいかがですか。
○山名正晃委員長　福祉課長。
○小川　修福祉課長　このサービスが市民向けのかどうかというところですけれども、当然ですけれども基本は市民向けという部分がございます。ただ、大々的に平成29年度からひきこもり支援というところに力を入れてやっていくというところでスタートしていったという部分が、他自治体ではなかなかまだそういった動きがない中でしてる部分というのがございますので、総社市でそういうふうな相談を受ける場があるのであればちょっと相談したいなということで、市外の方が相談をしてくるということはございます。そういった中での、先ほどの市外の方が含まれているというようなところでございます。
　基本的には、そこで、ひきこもりという状態に対して様々な相談をしてこられる方というのが市外の方が多いので、そこで何かの利用、総社市でのサービスの利用というようなところにつながるような方はいないのが現状ではございますけれども、基本的には、メールであったりとか電話であったりとかで、こういったひきこもりが、総社市民じゃないんだけども、ちょっと相談に乗ってほしいんだというような問合せといいますか、相談が入ってくるというような状況でございます。
○山名正晃委員長　山田委員。
○山田雅徳委員　実際に例えば市外、県外の方が来られてほっとタッチを利用するというケースは

なかなかないんだろうなというふうに思ってます。ただ、相談が、例えばこれは延べ相談とかになるので、何度か複数回そういった相談をされることも考えられるなと思ってます。市外の方が、分からないですよ。実態が分からないので。複数回そういった市外、県外の方が相談されるというのは、市の事業なんですか、どうなんですかというところを確認させてください。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　市内の方限定で相談を受け付けますということをアピールはしているわけではないので。とはいえ、総社市民対象ということで、ほかのいろいろな施策事業についてもしてるのと同じような形ですけれども、そういった中で市外の方から、ひきこもり支援センターというところの相談機関があるのでこういった問合せがというのが入ったのを、いや、市外の方なのでお断りしますと言って切るようなことはしてないという状況でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　分かりました。

市外の方がどれぐらい相談をされてて、延べも含めなんですけども、もし分かれば教えていただきたいなというのが一つです。

次に移りますけども、６ページの（6)で社会参加者というところの定期的居場所利用というところで人数カウントしていただいておりますけども、これは、その次のページのほっとタッチとかの居場所利用者が社会参加なんだという、そういったカウントでよろしいんでしょうか。数字がなかなか合いにくいなと思ってるんですけど、そこの考え方を教えてください。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　社会参加者の定期的居場所利用というところでございますけれども、この定期的居場所利用というのは、この常設居場所の利用がおおむね６箇月間継続してというところに当てはまるかをもって社会参加につながったというところで、社会参加につながったタイミングでの計上になりますので、その６箇月間以上という部分が年度をまたいでとなると、この利用者のところがまたぐような方もいらっしゃいます。というのが現状でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　分かりました。

６箇月以上利用されて、社会参加というカウントになっていくということですね。

ということは、この居場所来所者、ほっとタッチに来られてる方は、これはそういった意味では、６箇月たった時点でもう対象外とかというわけではないんですよね。ということは、ここの来所者数の中には、社会参加をされてる方もいらっしゃるし、まだその過程の方もいらっしゃるということで。分かりました。

あと、最初のほうにあった、対象者ではない方も来所されてるというようなお話があったと思うんですけども、その方はここの実来所者数には入っていないという認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　先ほどの、来所された方の中で、全く関わりのない方というのがほぼいない状態でございます。関わりがない方が本当にふらっと来るような場合というのもございます。そういった方については、相談員と相談をそこでして、その結果利用されてる方というのは、この実の来所者数に計上してるというような状況でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　これで最後にします。

確認ですけども、最初のほうで林委員からあったと思いますけども、その実来所者数の中には、ひきこもりではないかもしれない人も来られていると。その方も、相談員と話をしたら、そこを利用されている状態があるのではないかというような問題提起があったと思うんですけども、そういった方も、相談者とのお話をされてるので、ここの実来所者数の中には入っているということでよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　今の言われるとおりでございまして、来られてる方は実来所者数に含まれてるというところでございますので、先ほどの話にもありましたように、以前関わりを持っていた方で社会参加につながった方で来られてる方というのは、実の来所者数には計上されております。ただ、そこで相談を特にするというわけではないですけれども、以前の関わりがある方で、今は社会参加につながってはいるけれども、来られてるという部分で実来所者数に含めてるというような状況でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はまだありますでしょうか。

１時間を経過しましたので、一旦休憩に入ります。

休憩　午前11時１分

再開　午前11時10分

○山名正晃委員長　では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員　御説明ありがとうございました。

ひきこもり支援事業ということで、よく総社市に視察来てますよね。何を目的に来てるんですか。事業委託料の内訳を見ても、国、県の補助金が入ってますね。補助要綱にのっとって総社市が事業をやってるんだと思うんです。それで、じゃあ国や県もこういった事業をしましょうねということで、することによって補助金を出しますよということであれば、他の自治体も少なからず、この状況において、この社会情勢において、ひきこもり支援事業、こういった事業をやってない自治体はないとは思うんですけれども、他の自治体と何が違って総社市にこれは来てるんでしょうか。まず、それをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　萱野委員の御質問にお答えをいたします。

議会視察等を含めまして、視察に来られる件数、近年増えてきておりますけれども、ひきこもりに対して事業等を全くしてないという自治体はないんじゃないかなとは思っております。けれども、その大小はありまして、そういった中で総社市で言いますと、ひきこもり支援センターを立ち上げて、複合的な課題部分の中でのひきこもりというようなこともよくありますので、そこの連携をどういった形で取ってというような総社市の体制づくりを視察に来られるのではと。それぞれ、いろんな体制を取ってまちまちな部分もありますので、そういったところが議会側からすれば、そこの自治体のひきこもり支援のやり方と総社市の体制づくりといいますか、その進め方との違いを見ながら、よりそこの自治体のいい形に変えていけれないかという目線で視察に来られてるんじゃないかなと思います。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　そういうことだと思います。この御時世においてやってない自治体はないと私も思ってますし、少なからず大小なり、どこの自治体もやっている中で来るということであれば、そのひきこもりの支援の仕方を、どう体制づくりというところを、今課長のほうから御説明あったように、それがものすごく効果があるというか何といいますか。ほかの自治体も、ひきこもり支援センターを立ち上げてるからすごいんだじゃなくても、よその自治体もやっている中で違いがどうも分かりづらくて、これをやっているという看板があるから何かすごいんだみたいなことだけではないとは思って、看板がなくてもやってる自治体もあると思うんです。

私が言いたいのは、この中で、支援事業の中でたくさんありますよね。その中で、特に今回、このひきこもり支援事業を議会事務事業評価でしようよって言ったのが、最初林委員が言われたように、ほっとタッチですね。ほっとタッチへの効果の検証が大きな課題だったと思うんです。共通の共有の認識として。特にそのひきこもり支援事業のことで、事業の中に、ここに項目がある、相談支援窓口の設置に関する、これも必要でしょう。サポート養成講座に関することも、いろんな方にサポーターになってくれるかは別として、こういったものから社会課題があるということを多くの人に知ってもらうということであって、それも必要なことであると。もちろん、国の補助要綱にのっとって補助金が出ていれば、それは必要な事業だというふうに思ってて、その中で特にこのほっとタッチの在り方で効果が出てるのかどうかというところが、僕は今回の議会事務事業評価の中で最大の課題だと思ってるんです。そういうところをやってる自治体があるのかって言ったら、ないから多分ほっとタッチに来てるんだと思うんです。そこを僕は検証すべきだと思うんですけど。だから、このひきこもり支援事業の中で、ここに列挙されてる中で、僕は必要なものだというふうに思ってますし、国から県からも補助金が出て、必要。

何が言いたいかというと、行ったり来たりしてますけど、ほっとタッチの中で、まずはこれ、補助金の交付要綱にも合致して、そこにもちゃんと補助が入ってるということでいいんですかね。いろんなところで、この支援事業の中でいろんな補助金を出しますね。交付要綱があってですよ。そ

れに基づいて申請して出てるわけですけれども、このほっとタッチに関してはどういう取扱いになってるんですか、この補助金交付要綱の中で言えば。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　萱野委員からの御質問でございますけれども、国の補助金の要綱としては、このひきこもり支援に関する経費ということで、そこのひきこもり支援事業でどういったことをしたら対象になりますという、例えば居場所を設置していたら対象になりますとか、居場所の設置費用が対象なりますとかという形ではなくて、ひきこもり支援というその体制とそこの運営という、そのひきこもりの支援事業に対しての補助という形になっております。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　となれば、そのひきこもりに関する支援事業で、奇をてらうといいますか、市長の考えもあって、よその自治体とは違うことをやるんだという中で、ひきこもりの支援事業でいうカテゴリーの中にあれば国は補助を出すよということであれば、結構総社市においても裁量が、この支援事業、国の補助金をもらう中においても、例えば裁量があるということになってくるわけであれば、ましてや、国の補助金が出てるから調査するにおいてちょっと難しいよという考えがあるかもしれませんけども、随分裁量があるってなれば、そこはしっかり、このほっとタッチについての部分については、私はしっかり皆さんと協議して、共有の課題を持ってこの議会事務事業評価に当たらないといけないなというふうには思ってて。こちらに対する質問みたいになりましたけれども、分かりました。ありがとうございます。

○山名正晃委員長　答弁はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、他に質疑はありませんか。

　村木委員。

○村木理英委員　たくさん表を、いろいろ資料を作っていただいてるんですけども、どうも私はストーリーが分からないんですよ。結局、最終的に、ひきこもりの方が就労なり通学なり社会復帰というんですか、生活ができるというところを目標としたときにどういうストーリーが成り立つのかなということが見えてこないんです。業務で相談する。その相談に基づいて、いろいろな、何回も相談したり、実際自宅に通ったりされるんでしょう、多分。その中で、ほっとタッチというものがあって、そこにじゃあ行ってみましょうかになって、行って、そこで慣れてきて、社会生活が送れるようなって、修学なり就労なり通学ができるようになるというのが一つのストーリーかなと思うんですけど、なかなかその実態が見えてこないわけです。ですから、非常にこの居場所というのがブラックボックスになってて、何をやってるのかというのが目に見えてこないんですよ。ですから、結局その数字を。例えば、何千件か相談を受ける。その相談を受けて、その中でほっとタッチに通う方が何人かいて、その中で最終的にまた通学とか就労とかになるという、何分の１とかですよね、結局。相談業務のうちの何分の１がほっとタッチに行って、その何分の１が通学なり就労な

りするというような、どうもストーリーが見えてこないんです、この表だけで。その辺の実際の成功例とか、そこら辺をきちんと教えていただければ分かりやすくなるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　村木委員からの御質問でございますけれども、ひきこもり状態になる要因というのもすごく様々で、そこから社会参加に向けてという部分についても非常に様々、当事者ごとに違ってくる部分というのがあって、本当にもうこういう１本のストーリーをつくりにくい部分があります。そういった中で、体制という形は整えた上で、その当事者ごとに、当然焦らずというところをもって、当事者目線で、当事者の自律ですね。自分で意思決定をしながら動いていくというところを重視しながら、その方へ選択肢を提供していって、その方の社会参加につなげていくというところをベースにしていますので、なかなか必ずこれというようなものもなくて。それは、今の常設の居場所ほっとタッチを利用していきながら、それなりの社会参加に向けたことにつながっていく方もいらっしゃいますし、ほっとタッチを利用してはいたけれども、本人としてはちょっとそこではなかったという方もいらっしゃいますし、なかなか一概にこれという形は取りにくいので、ほっとタッチを利用しての成功例もあれば、逆に失敗例といいますか、うまくいかない例という、ちょっと後ずさり的な形ですけれども、前へ一歩進むという形になかなかならないという方もいらっしゃるのが現実でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　難しい課題に取り組まれてるのはよく分かるんですけど、それだからこそ、先ほど林委員が言われてましたけど、結局、ほっとタッチのあるべき姿以外の利用があるんではないかと、いろんなものがくっついてきてブラックボックス化してるんじゃないかというところが、委員会として非常に気になるところなので、そこをきちんと整理して説明いただければなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　常設の居場所の在り方でございますけれども、先ほどの萱野委員からの視察の数がというようなところもありますけれども、体制づくりという部分において、総社市においては常設の居場所を設けてるというところでございます。このひきこもり支援センターを立ち上げるに当たって、ひきこもり支援等検討委員会を立ち上げて、そのひきこもり支援に関する方々、委員でその形づくりをどうするかというところを審議いただきながら、その居場所という部分が必要性があると、一つのカテゴリーといいますか、というところで用意をすべきだというところをもってスタートしたという部分でございまして、そこの在り方がどうかというようなあたりも、引き続きひきこもり支援等検討委員会で図りながら、もう一つ常設の居場所が必要ではないかというような中から、ほっとタッチぽえむを立ち上げてというようなところをもって進めてるというのが今の現状でございます。

○山名正晃委員長　保健福祉部長、どうぞ。
○横田優子保健福祉部長　少し補足をさせていただきます。
　ひきこもりというのが、何か具体な症状というのでなく、状態であるがゆえに、その背景には、障がいがあったりとか虐待があったりとか社会の中での生きづらさがあったりとか、お一人お一人違う中で、じゃあ何をもって解決に導くかというのがもう様々で、なおかつこちらの思いを押しつけるというのが一番いけないと言われていて、地域福祉の最後の課題にして永遠の課題というふうに言われているぐらい難しい事業なので、成果として数であるとか形であるとかというのをお示しするのが本当に難しいということはまずあります。その中で、本当にひきこもり支援センターの職員が根気強く、もう１日に何度でもメールをしてこられるような方もいらっしゃる。そんな中で根気強く関わって、とにかく命を第一にお守りし、その中で自立ですね。経済的な自立、自らが立つものと、さっき言いました自ら律する、自分の意思でもって、ああ、これで自分は社会とつながったって思えるようになっていくというものをサポートしていく。非常に根気と、形の見えない支援をやっているという中でのほっとタッチも一つの居場所として必要だろうと。これは、当初、岡山市のＮＰＯ法人あかねというところが古民家みたいなところをお借りして設置していた。そこに何か若者が集まるようになった。社会とのつながりができるようなったという事例を基に、じゃあ総社市にも設置して一つのつながりの場所としてやっていこうというふうにやってきたものですが、今委員の中からお声があるように、今の形が本当にいい形なのかというのは、もう一度立ち戻って考えていく必要はあるというふうに思っているところでございます。
　以上です。
○山名正晃委員長　村木委員。
○村木理英委員　大変な御尽力をいただいてることはよく分かります。ストーリー的に、数字だけ。数字だけという言い方はよくないですね。調査していただいて、きちんと今日資料を作っていただいてる。もうこれを見ただけでも大変だと思います。
　ひきこもりという、さっき部長が説明されましたけども、という捉え方によって、逆にひきこもりということを盾にほっとタッチを利用するということがあってはならないと思うわけなんです。そこの区分がきっちりしとかないとこの事業はうまくいかないと思うので、そのめり張りをつける必要があるんじゃないかなと思うわけです。ですから、委員会としては、その在り方について、いかがなものか、考え直すところがあるんじゃないかという目線でここを調査をしてるわけですから、十分そのあたりを委員会としてさらに精査していきたいと、このように思うわけですから、その内容についてもっともっと議論を重ねていきたいと、このように思うわけです。ですから、居場所というものが単にひきこもりの対策というふうに見えないようになってくる部分がどうしても出てくる。そこをどのように解釈をしていくか。これは解釈の問題だと思うんですけど、そこを十分に説明責任を果たすべきじゃないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。
○山名正晃委員長　保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長　疑問に思われてる点、不審に思われてる点につきましては、こちらも明確に現状というものをお伝えすべきであると思っております。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

　萱野委員。

○萱野哲也委員　もう一点聞かせてください。

　１ページ目の今さっき言ったひきこもり支援センターの設置ということで、これが核となって冠がついて、総社市のこの事業が他市とちょっと違うんだということなんですけど、この設置について、このひきこもり支援等検討委員会というのがあって、この中で何回か研究会して協議してひきこもり支援センターができましたよということなんですけど、その後、その中でいろんなことしましょう、こういう事業をやっていきましょう、こういうふうな体制づくりでということは協議されたんだと思うんですけど、その中でその後、これって開催されてるんですかね。

　当時、この居場所の設置、運営ということで、平成30年２月にほっとタッチができましたよと。平成31年、夜間の居場所、令和３年４月にも新しく常設でできましたね。これも、その当時の計画の中、ひきこもり支援等検討委員会の中で協議があった中で段階的に、こういうふうにほっとタッチができたんでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　萱野委員からの御質問でございますけれども、この９回のひきこもり支援等検討委員会で協議をしていく中で、どういうふうに運営をしていくかという部分で、ひきこもりの定義であったり、居場所も含めてですけれども、あとそこから先の就労支援等をどういうふうにしていくかというようなところなんかもワーキングを入れながら、９回のひきこもり支援等検討委員会を重ねてスタートしたというところでございます。

　その後ですけれども、平成29年度以降、毎年度、開催をしております。平成29年度から令和元年度ぐらいまでは年間に６回とか５回とかという回数を重ねていってというところでございますけれども、令和３年度あたり以降は年間２回、ひきこもり支援等検討委員会は開いて、事業の実績であったり計画というところで、この項目立てた部分というのがどういった形で進捗してるというところの報告をする、あと翌年度の計画の審議をするというところを繰り返しながら今でも進んでいるところでございます。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　分かりました。

　ということは、段階的に、この居場所の設置についてというのは、ひきこもり支援等検討委員会でも、民生委員、ＮＰＯや医師会や社会福祉協議会も入ってる中で、これも平成30年に常設居場所ができてその後、第２弾、第３弾とできたということは、それは効果がある、この事業が必要だという観点から多分できてきたんだと思うんです。今ここで議事録を見せてくれとは言いませんけれども、検討委員会でどういった協議がなされて、どういう検証が行われてるんでしょうか。第２

弾、第３弾とできたということは、それなりに平成30年からの検討委員会の中でもある一定の評価があったからこそ次に次にとできたわけで、そのあたりの検討委員会、総社市も入ってますけど、その中でこの効果の検証というものはどのようにされておられるでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　萱野委員からの御質問、常設の居場所についてですけれども、ほっとタッチにつきましては、平成29年度のスタート前の検討委員会の中で、常設の居場所を設置すべきだというところから設置に向けて取り組んで、平成30年２月で設置に踏み切ったというところでございます。

その後ですけれども、総社市役所の近くにほっとタッチがございますけれども、この事業を進めていく中で、どうしても遠方で通いにくいという川西地区のほうからの声という部分もありまして、そこを補うという部分で、増設といいますか、今のほっとタッチぽえむですけれども、ここを設けるべきではないかというような議論の中でそこを設けている状況でございます。

また、その時間につきましても、ひきこもり状態の方がよくなりがちといいますか、昼夜逆転というような生活のリズムを整えにくいというようなところの中で、昼からの開所とほっとタッチぽえむが午前というような形で、その時間の持たせ方というのを変えていってというようなところを検討していきながら、ほっとタッチぽえむを設置したというところでございます。

また、先ほどの昼夜逆転の部分の話でございますけれども、日陰の集いをほっとタッチぽえむの中でしておりますけれども、さらにその夕方の時間帯というようなところをベースにというところもあったり、特に年代が違うとなかなかやりにくさがというような声なんかもありまして、若い方、10代、20代を中心に、必ずそうじゃないといけませんということはないんですけれども、そういった方々を中心にというところで日陰の集いをスタートしてるというのが今の状況でございます。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　最後、簡潔にお願いします。

ひきこもり支援等検討委員会というのは、この事業というか、居場所についてはある一定の評価が得られていると、今後も継続していくべきであるということでいいんでしょうか。この中に市も入ってますし、市とは関係ない団体もおりますので、そういった医師会やＮＰＯ、民生委員なんかも、いろんな視点から見て必要だと思っている中で行われていると認識してよろしいですか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　今の段階では、ひきこもり支援等検討委員会も含めてですけれども、常設の居場所は必要であるという認識の下で進めている状況でございます。

（「オーケーです」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

林委員。

○林　恭一郎委員　度々すみません。

このほっとタッチがスタートしてもう８年ぐらいになると思うんですけど。常設の居場所という点に関しては私は必要だと思ってまして、だからほっとタッチの存在というのも必要だと思ってるんです。ただ、その中身ですね。恐らくスタートしたときには、市としても、こういう感じでやっていこう、こうなったらいいなみたいなんがあって、そういうふうにいってる部分と最初の思惑とちょっと違ってる部分と当然あると思うんですけど、それを、私が今日申し上げたように、本当にひきこもりの方なのかそうでないのかというところで、これが、本当にひきこもりの方がそこに来られて、本人と違う四、五人の方と接するうちに人に慣れていって、ほんで社会に出ていくことができるということも、それはもう当然つながっていくことなので、そういった面でも非常にいいと思うんですが、本当に、もう既に社会参加してる方とかもたくさんおられて、ただ単に１時間そこに来てお茶を飲んで時間を潰して帰る、そこに来てカップヌードルを食べて帰るという、本当にただ単に時間を潰して帰る、晩御飯までの間の時間を潰すとか、そういった方も見受けられるんです。ですから、そろそろ、最初の思惑とは違う部分も出てきてると思うので、根本的に見直していくってことが今本当に大切じゃないかと思ってます。

サポーターでほっとタッチの当番してる方が40人いらっしゃるということなので、実態とか、そういうことを把握するために、この40人の方に意見を聞くとかアンケート調査するとか、そういったことを行って、今の実態はどうなってるかというのを把握することが必要なんじゃないかと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○山名正晃委員長　福祉課長。

○小川　修福祉課長　林委員からの御質問でございますけれども、先ほども話したような形で、対象であるかどうかというところをきれいに線引きして、今の言う、いや、この人はひきこもりの方じゃないからお断りしますというものではないかとは思ってはおります。ただ、今も言われるように、サポーターの様々な意見というところもございますので、そういったところを踏まえまして、どういった形でというところは検討していくという部分は考えてるところでございます。

○山名正晃委員長　林委員。

○林　恭一郎委員　それが私も必要だと思いますので、ぜひそこを、サポーターの御意見、特にほっとタッチの当番をなさってる方の御意見というのは聞いていただきたいなと思います。

私は、海外ドラマとか海外の映画でよく出てくる、ひきこもりとか、それから障がいのある方が集まって輪になって、グループで、サポートグループとかピアサポートとか、何かそういうものがあるんですけど、それは、そういった方が集まって、自分が発言してもいい、発言しなくてもいい、それで円になって順番に話していって、それに対して批判もしないし、賛同したり、いろんな形で、そういうことを海外でよくやってると、日本でもやってるところはあるんですけど、その方が自立していくのに非常に有効な手だてということを聞いたことがあるんです。行く行くは総社市でもそういった方向でものもつくれればいいかなと思ってるんです。ですから、そのまず前段階と

して、このほっとタッチという居場所というのも有効に、今よりもいいものにしていければいいと思ってますので、まずサポーターの話を聞いて実態をしっかり把握していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

当局の方はここで御退席いただいて結構ですが、必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、よろしくお願いいたします。

この際、しばらく休憩します。

休憩　午前11時41分

再開　午前11時45分

○山名正晃委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次回委員会を９月定例委員会の中で開催をいたします。

各委員におかれましては、委員会２日前までに評価シートを記入の上、議会事務局担当書記まで御提出をお願いします。

この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時45分

再開　午前11時48分

○山名正晃委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の１、督促手数料、口座振替収納済通知等の見直しについて当局の報告を願います。

税務課長。

○高谷正樹税務課長　失礼いたします。

それでは、報告事項の１、督促手数料、口座振替収納済通知書等の見直しにつきまして御説明いたします。

資料の２を御覧ください。

まず、一つ目の項目、市税、税外徴収金等に対する督促手数料の見直し（廃止）についてでございます。

現在、市税や税外徴収金等の納付、納入の期限、いわゆる納期限を経過しても納付、納入のない方に対しましては、地方税法等の規定に基づき、納期限から20日以内に督促状を発することとなります。また、督促状を発送した場合には、総社市税条例等の規定に基づき50円の手数料を徴収しております。

現在、督促手数料を徴収している歳入は、市税をはじめ、資料のとおり多様な公金収納に伴うも

のでございます。

収納方法のうち納付書払いにつきましては、平成31年度から、バーコードを納付書に表示することによりコンビニエンスストアやスマートフォンの決済アプリでの納付が可能となりました。また、市税につきましては、令和５年度から、地方税統一ＱＲコードであるｅＬ－ＱＲを納付書に表示することで、スマートフォンの決済アプリでの納付がより簡便になることに加え、全国各地のほとんどの金融機関で納付いただけるようになりました。このことによって利便性が増す一方、自治体ごとにまちまちとなっている督促手数料を納付するためには、督促手数料を含んだｅＬ－ＱＲを表示した納付書でなければなりません。当初に送付した督促手数料を含まないｅＬ－ＱＲを表示した納付書を持参された場合、金融機関によっては適切に徴収できる場合ばかりではなくなっており、納税者間におきまして公平を保つことが困難となっております。

このｅＬ－ＱＲが本年度10月からは介護保険料や後期高齢者医療保険料をはじめ他の公金収納にも拡大されますことから、料金におきましても税と同様の現象が生じてまいります。こういった状況から、納税者間の公平を保ち、併せて事務の効率を図るため、総社市税条例をはじめ、公金収納に関連する条例を改正することによりまして、本市の督促手数料の廃止を計画しているものでございます。

また、残高不足等で口座振替ができなかった場合に送付しております口座振替不能通知書には、督促手数料が発生する前に納付書をお届けする意味合いがございますが、督促手数料が発生しなくなればその効果は得られなくなってまいりますので、こちらも併せて廃止を計画しております。

次に、二つ目の項目、口座振替収納済通知書等の廃止についてでございます。

本市では、市税等を口座振替により納付されている方に対しまして、口座振替後に口座振替収納済通知書を送付いたしております。口座振替の結果につきましては、通帳記帳いただくことだけでなく、近年ではスマートフォンのアプリから御覧いただくことでも確認いただけるようになっております。このような状況から、事務の効率化を図るとともに経費節減と省資源化を推進するため廃止を計画しているものでございます。

続きまして、三つ目の項目、今後の予定でございますが、条例改正が必要なものにつきましては、令和９年４月からの施行とできますよう、令和８年９月定例市議会にて御審議いただける準備を進めてまいります。

以上でございます。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員　内容は分かりました。ありがとうございます。

督促手数料なんですけど、今50円って書いてますけど、これは年間でどんぐらい入ってるんですかね。というのと、公平性を保つ中で、昨今これだけ金利が上がってる中で、この督促手数料を取

らないこと自体が公平性、平等性に私は欠けるのではないかと思うわけで、金も動かせば資産を生むわけですから、それが期限を過ぎても払わないことによって、お金が動かないわけですから、そこでの経済効果、費用対効果といいますか、うまくは言えないんですけど、金は使って何ぼ、動かして何ぼなわけで、そこで払わない、50円手数料取りませんよというのは、私はいかがなものかなと思うわけであるし、あとこの見直しの理由の中で、そうはいっても、例えばこのシステムやその制度の改正によって、それが可能、不可能と、うまくならないんでしょう。このシステム、制度、仕組みを改正することによって督促手数料は取るようにできないのかということをお尋ねいたします。

○山名正晃委員長　税務課長。

○高谷正樹税務課長　萱野委員からの御質問にお答えいたします。

まず、１点目、歳入の総額がどれほどあるのかみたいなお話と理解してお答えするんですけれども、令和５年度、令和６年度、それぞれの決算で各費目、会計なんかを見させていただきますと、いずれも120万円程度の歳入となっておりました。

次に、手数料を徴収しないことによる不公平の観点というふうに理解いたしましたが、こちらは、納付期限を過ぎると、もろもろの法令になりますが、延滞金というものが生じます。もちろん計算式によって、生じる時期、元の金額によって異なってまいりますが、それぞれ延滞金のほうを徴収することになります。督促手数料を、先ほどのお話で、ｅＬ－ＱＲに盛り込むことはもちろんできます。税のほうで申しますと、本税だけを納められて督促手数料だけが残っているというようなケースが生じた場合、督促手数料のみの納付書を作成して送付して払っていただくというのは、逆にそのほうが費用がかさむという現象が生じてしまうことも一つございます。可能か不可能かということになれば可能ではあるんですけれども、効果的というふうにはなかなか思いづらいという状況にございます。ですので、延滞金の計算を適正に行い、延滞金を適正にお支払いいただくというようなことで対応させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　では、督促手数料は取らないけれども、延滞金はきちっと取る。延滞金は、それはどうなるんですか。まず最初に、納付書だと、本来払う税を払ったけれども、延滞金だけが逆に言えば残るというふうになるわけですよね。そしたら、それに対しては、また督促の手紙を出すわけなんですか。督促というか、延滞金を払ってくださいという納付書を出すわけなんですか。

○山名正晃委員長　税務課長。

○高谷正樹税務課長　萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

延滞金につきまして、もちろん本税だけをお支払いになられて延滞金が残るというケースがございますが、延滞金の計算をしていくと、税の話ですよ。1,000円未満の場合は切り捨てられます。1,000円を超えた段階から延滞金の徴収という形になります。そちらの金額について、別途、それ

だけの納付書を送ることは非常に少なくなります。催告書等で未納の額をお示しをさせていただき、そちらについてお支払いいただくというような形になりますので、実際に、小さな数字か大きな数字かというお話はございますけれども、1,000円を超えた段階で延滞金というものは生じるというふうになりますので、その納付はいただくようになります。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員　先ほどの答弁の中で、この督促手数料は大体年間で120万円程度だということでありました。120万円程度の入に対して、見直しの主な理由ということで三つ上げていただいております。徴収できる場合とできない場合が生じていくことへの対応、できないことはないけどちょっと大変だよというような答弁だったと思います。２番目の収納事務等々の負担軽減、３番目の負担軽減及び効率化ということを上げていただいてるので、言わばこの120万円程度の入と、あと実際に係る対応、負担軽減、言わばコストですよね。ここの二つを見比べた結果、ここの部分はもう廃止をしようという判断をされたのかどうか、その理由というのをお聞かせいただきたいのが一つと、もう一つは、これはもう本市独自の流れなのか、全国的にこういった流れが今起きているのかというのを、大きく２点お聞かせください。

○山名正晃委員長　税務課長。

○高谷正樹税務課長　それでは、山田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、逆に経費の削減の部分がいかほどになるのかというふうに認識いたします。

口座振替の関係の通知をこのたび廃止を計画しているという部分で、税務課における口座振替収納済通知、そして口座振替不能通知の経費を申し上げますと、令和７年度の様式の単価、それから郵券料、こういったものを合計していきますと、作業に要する人件費等は表現できかねますけれども、260万円程度で、税でいう督促手数料120万円のうち税は、市税プラス国民健康保険税の集計をしますと、これが約90万円を切るぐらいの金額になりますので、単純数字で170万円程度ですか、経費の削減となります。

それと、あと督促手数料の状況ですね。県内15市の状況で御説明させてだきますと、現在、５市が０円です。４市が50円、１市が80円、残り５市100円というふうにばらつきが見受けられます。近年、０円の５市のうち、令和６年に廃止した自治体が一つ、令和７年が一つ、同じく令和８年が一つとなっておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　後半については確認をしました。

前半についてなんですけども、私がお聞きしたかったのは、１件当たり手数料50円というものを

廃止しようと。これを廃止すると大体年間120万円ぐらいの入がなくなりますよということでした。この手数料を廃止する主な理由が(4)で３点ほどあったので、要はここに人が動くことに対するコストがかかると。ここを比べてみたところ、この50円というのをやめにして、その代わり、それぞれ見直しの主な理由の１、２、３っていろんな負担がかかってる、これを解消しようという判断をされたのかどうなのかというのをお尋ねしたかったので、そこに関してお答えをいただけますでしょうか。

○山名正晃委員長　税務課長。

○高谷正樹税務課長　山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど少し申し上げたところがございますが、50円の督促手数料だけが残って、それを改めて徴収をさせていただくというようなケースの場合、納付書を発送する郵券料だけでも今は110円ですね、１件当たり、封書になりますのでかかります。それのための作業時間を要するものももちろんですし、お届けした後のお問合せ、それからそれに対応する収納と消し込みの処理といったところを鑑みますと、どうしても明らかにコストのほうが大きくなってしまうという状況がございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長　よろしいですか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

では、この際、しばらく休憩いたします。再開は13時５分。

休憩　午後０時５分

再開　午後１時５分

○山名正晃委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の２、山手公民館内への出張所移転について　当局の報告を願います。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長　報告事項の２、山手公民館内への出張所移転についてご報告いたします。

資料３をご覧ください。

山手出張所の老朽化による、山手公民館内への出張所移転について、出張所を所管するあたたか市民部から、概要図面の提示がありましたので、今後の変更等につきまして図面に基づきご説明いたします。

業務は、事務室内をエリア分けし、公民館業務と出張所業務を行う予定で、こちらの図は、移転後の事務室を示しております。

現在、公民館職員は、出張所と表示してあるエリアで業務にあたっております。公民館と表示してあるエリアは、ミーティングスペースとして使用しております。来館者の多くは、図面の右側の通用口から来館されていて、カウンターでお話をお伺いしています。出張所が公民館内へ移転した後も、公民館窓口の場所は変更なく、カウンター側に席を残す予定です。業務時間は、変更ございません。公民館職員及び出張所職員がそれぞれの業務時間を管理いたします。

また、山手出張所内の地域づくり協議会事務局から、公民館利用の申し出がありましたので、現在事務所内にある印刷室を使用いただくこととし、印刷機は、図面左のスペースに移動予定です。

改修工事は、あたたか市民部の令和８年度予算で行い、パーテーションやカウンターの改修等が予定されておりますが、工事は、公民館休館日などで対応いただき、住民の方の利用に支障を来さないようにします。

今後、９月中に改修工事が行われ、住民の方への周知の後、11月上旬から新たな配置で業務開始の予定です。

住民の方への事前周知と、丁寧な案内を行ってまいります。以上でございます。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員　概要をご説明いただきました。

公民館部分については休館日が月曜日ですけど、出張所は開いてますよね。であれば、シャッターであるとか何か入れないような対応をするのでしょうか。そこを確認させてください。

○小原靖子生涯学習課長　山田委員からの御質問にお答えいたします。

月曜日は出張所の職員はいますが、公民館職員は出勤しておりません。ですので公民館部分に入れないよう、シャッターはありませんが、鍵を閉めて入れないように対応します。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩　午後１時９分

再開　午後１時10分

○山名正晃委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の３、キャリア教育及び地域再発見に資する事業について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　それでは、キャリア教育及び地域再発見に資する事業について御報告いたします。

資料４を御覧ください。

まず初めに、資料の内容に入ります前に、事業立ち上げに至った経緯についてと市内の状況について御説明をいたします。

毎年４月に行われる全国学力・学習状況調査の児童生徒への質問において、将来の夢や目標を持っていますかという質問があります。この項目で、当てはまる、またはどちらかといえば当てはまるの肯定的回答について、令和７年度、昨年度の調査では、全国平均が令和６年度から全国は微増であるのに対し、総社市では微減、少し下がっているということが分かりました。この結果に対しまして、教育委員会として、どのような手だてができるか、昨年度から検討を重ねてきたところであります。

現在学校では、キャリア教育として様々な取組を進めてはおります。例えば、地域で働く様々な職業の方の話を聞く会や職場体験、また学校での様々な活動や学習をキャリア教育と結びつけ、記録し振り返り、将来の生き方を考える教材としてファイリングしていく取組などです。このように、学校としては系統的にキャリア教育を進めているところではありますが、多様な生き方、職業への視野を広げるアプローチとしまして、文部科学省が推進するキャリア教育の例でも、第一線で活躍する方を学校に招き生き方に触れることで刺激を与えることや、年齢が近いロールモデルから直近の目標設定の方法を学ぶといった取組が文部科学省のほうからも例として示されているんですが、この取組につきましては学校によってまちまちであるという実態です。その理由としましては、コネクションがない、費用がかかるということであると我々は捉えております。

そこで、キャリア教育の充実として、総社市教育委員会から学校への提案型事業として本事業を計画しているところです。

なお、この事業の立ち上げにつきまして、事前に学校の意向を確認した上で、希望があったということから、教育委員会会議においても承認を得た上で進めているところでございます。

それでは、資料の項目１、事業目的のところ及び２を御覧ください。

初めに、事業目的としましては、多様な価値観やグローバルな視点に触れ、また日本人として地域としてのアイデンティティーを持ち自分の生き方を広い視野で捉えることで夢や目標を持てるようにする、描けるということを目的としております。また、世界を知ることで、日本のよさ、総社のよさを改めて感じ、持続可能な社会をつくる地域の担い手を育てること、この２点を軸とした講師招聘事業を教育委員会として展開し、課題であるコネクションと費用の解決を目指すものであります。

世界を知り世界へ羽ばたく子ども、また世界を知った上で地域で活躍する子ども、どちらもこれからの総社市に必要な人材と考えております。こうした思いを込め、事業テーマを「総社から世界

へ、世界から総社へ」としております。

次に、項目３を御覧ください。

本事業の講師として、今年度、登山家、環境活動家であります野口絵子氏を考えております。理由といたしましては、項目４に沿って御説明をいたします。

まず初めに、(1)です。国際的視野として、ヒマラヤでの環境保全活動や世界の山々での登山歴が上げられます。海外の高峰にチャレンジするということは、必ずその地域のガイドや住民の方との関わりが不可欠です。世界の国々の状況を見てきていると思われます。また、中学校ではイギリス、高等学校はニュージーランドとともに全寮制の学校で学んでおり、国際的視野を持って10代の大部分を過ごしていることも上げられます。

次に、項目２です。自ら未来を切り拓く力です。

世界の高峰登山にチャレンジする姿勢のほかにも、野口氏は自らの意思で先ほど申し上げました中学校、高校の留学を決めており、また高校時代は、新型コロナウイルスの状況により次にいつ帰国できるか分からない状況の中、帰国か残留かの選択を迫られた場面でも残留を選び学業に打ち込んだこと、その他、新しい挑戦をしたい、自分の幅を広げたいという気持ちでミス日本コンテストにも応募したこと、このような自ら未来を切り拓く力は子どもの挑戦する原動力になると考えられます。

次に、(3)身近なロールモデルの獲得です。

現在22歳という子どもと年齢が近い講師の姿は、子どもにとって少し未来の自分の姿として重ねることができ、自分の力でも世界をよくすることができるかもしれないという意識を引き出すことが期待されます。

次のページに移ります。

(4)講師の教育活動への関心です。

野口氏は、自ら理事を務めるＮＰＯ法人の活動として、ネパールの奥地等における学校の建設や運営支援に取り組んでおられます。さらに、ミス日本として参加している各種イベントで、子どもたちへ絵本や紙芝居の読み聞かせを行うなどの活動も展開されています。また、これまで、被災地支援や環境保全活動を経て同氏は、幼少期からの教育の必要性と人に寄り添う対話の大切さを痛感されております。取材等におきましても、災害が増える中、自分の身を守るのは自分自身。そのときに行動できる生命力は誰にでも必要です。自然を通した教育を届けていきたいと語られております。こうした背景から、単なる講義のような形態だけではなく、教育活動として重要である子どもたちとの対話や交流を重視したメッセージ性の高い教育活動が期待できます。

次に、５番、総社市との深い関わりについてです。

平成30年７月豪雨の際、当時14歳であった野口氏は、父である野口健氏とともに被災地支援のために総社市へ駆けつけ活動してくださいました。また、令和６年１月の能登半島地震におきましても、総社市とともに被災地支援活動を行っていただいております。このように被災地としての総社

市、そして支援を行う側としての総社市の双方を深く知る野口氏だからこそ、本市との絆を基盤とした子どもたちの心に響く教育活動が期待できると考えております。

また、項目にはありませんが、補足させていただきます。先ほど講師選定理由で御説明を触れましたが、野口氏は2026年ミス日本コンテストに応募しグランプリを受賞しております。このミス日本は、単に外見を競うだけではなく、内面、外見、行動の三つの美を兼ね備えた人材を育成することを目的としております。そのため、選出されたファイナリスト全員を対象に約30講座もの資質を培うためのカリキュラムが実施されます。加えて、本コンテストは環境関連団体や青少年育成事業関連団体に支えられており、ＳＤＧｓにも積極的に取り組んでおります。こうした背景から、環境や持続可能な社会の形成を見据えた教育効果の高い取組になると考えております。

そして何より、次のページのプロフィールにありますように、様々なメディアや様々な場面で活躍されている方と直接触れ合い対話できる機会は子どもにとって大きな喜びであり、夢を与え、忘れられない貴重な体験になると考えております。

次に、項目５を御覧ください。

講師招聘は今年度中を予定しているため、学校によっては教育活動、教育課程上困難であることも考えられます。そのため、事業目的と内容を説明した上で希望する学校での実施を考えております。活動内容としましては、原則として学校と野口氏との打合せによって決めていきますが、単なる講演会というものではなく、子どもとともに活動する授業として実施したいと思っております。

先ほど申し上げました次のページの講師プロフィールにつきましては、参考として御覧ください。

報告は以上です。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田　敏委員　お尋ねします。

説明の中でありましたように、この野口絵子さんを選んだという前に、野口絵子さんが先にあっての企画ではないという、昨年度から取り組まれてこられた事業ということでの報告だったと思うんですけれども、要は事業を行うに当たって、野口絵子さん以外の方で、こういう方はどうかとか、そういう選択肢があったのかどうかというのがあればお聞きしたいんです。

私も、子どもたちといろいろ話をする機会があったときに、こういったスポーツ選手に来てほしいとか、こういった子どもたちが目指していける人たちに来て指導してもらったりとか話を聞きたいというのをよく聞くので、そういう選択肢の中にほかになかったのかどうかというのがあればお聞きしたい。お願いします。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　柴田委員の御質問にお答えいたします。

具体的に講師を招聘する事業を事前から検討していたわけではありません。キャリア教育というか、夢を描ける子どもたちを育てるというふうにして、学校の中ではいろんな取組をしている。それ以外の取組でどういうことができるか。教育委員会としてどういう支援ができるかということを検討しているところで、講師としてお招きできるという機会を得ましたので、そういう環境がありましたので、キャリア教育としてお越しいただいて、夢を語っていただいたり、いろんな知見を広げるのに適切であろうと考えた次第でございます。

以上です。

○山名正晃委員長　柴田委員。

○柴田　敏委員　ということは、この事業を行うに当たって、事業目的はここに書いてあるとおりだと思うんですけれども、案としてはあってもよかった。誰というのは後でつくかとは思うんですけれども、こういった方を呼んだらどうかとか、そういう論議はされた上で、たまたまなのか、野口絵子さんの話があって、この方が適してるということで事業として立ち上げたのか。別に、野口絵子さんを否定とか駄目ということではないんですけれども、そういった中でこの方がいいなという選択肢もあってもよかったのかなと思ったので、その辺があったのかどうか、もう一度お願いします。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　柴田委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず一つとして、何か特定のスポーツの技能を伝えるとかではなく、あくまで夢を与えるという事業としたいということ。もちろんそのためには、ある程度の名の通ったというか、みんなが知ってるような方のほうがふさわしいなという話はしました。ただ、そこにコネクションがあるのか、そして予算的なものがありますので、実際に予算がかかってくるので現実的には難しいだろうなという話はしています。

夢物語なんですけど、我々が野口絵子さんの話が出る前に話をしていた内容としましては、例えば大谷翔平選手が来るとなったら、野球ではなく、いろいろな、道徳教材になってるぐらいですので、そういう方が来ていろんな話をしてもらえるといいけど、そんなことは無理だよなという段階ぐらいの、ちょうど焦点化して詰めていく前の話をしていたという状況です。

以上です。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員　まず、言葉の解釈なんですが、キャリア教育という言葉に私は印象として、将来の職業観であるとか、職業観を熟成するであるとか、そういったイメージを持ってしまうんですけど、この講師の候補者はそういった部分は求めてないと考えたらいいんですか。どうもそこら辺がもともとの看板の表記と内容がちょっと違うかなと思うんで、その辺いかがでしょうか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の御質問にお答えします。

発達段階によって、キャリア教育はいろいろな見方があります。そして、トータルしますと、自分の生き方であるとか、人生において自分はどういうふうに生きていくかということを感じながら生涯生きていくという、そういうものをキャリア形成という形で学校教育ではしております。中学校で職場体験というのをしているのは、その中から具体的な職業観をつけるという、あくまで中学校ぐらいの段階でありまして、例えば小学校低学年ですと、まずは、身近にいろいろな仕事があるとか、社会の役割を学ぶというのも、キャリア教育の一つとして学校教育の中では組み込まれているということです。

以上です。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　私が考えているキャリア教育というものとはニュアンスが若干違うのかなということが確認できたように私は思います。

それで、コンセプトなんですけど、これは総社から世界へということ、それから世界から総社へとなってますね。これは野口絵子さんの世界観というのとかぶせて考えてるのかなと、こういうふうに思わざるを得ないんですけど、そのときに、これは私の解釈なんですけど、総社から世界に出ていくというイメージですね。あと、世界から総社を見たときに総社がどうなのかということを再確認できますよという内容なのかなと私は勝手に解釈したんですけど、その辺どうでしょうか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の再度の御質問にお答えします。

御指摘のとおりで、表現が誤解を与えてしまうかもしれませんが、世界の人が総社に来るというよりも、総社の人が世界を見て、視野を子供たちが広げた上で総社のよさや総社で頑張りたいというような思いを持つと、視点の話で考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　御説明いただいたときにアイデンティティーという言葉が出たと思います。そのアイデンティティーという言葉とこのコンセプトを合わせて言うならば、世界から総社を見たときに、総社の市民として、いかにアイデンティティーというか、誇りが持てるまちなのかということが再確認できるという意味合いを強く私は感じたんですけど、その辺はどうでしょうか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりで、世界を見た上で、日本であるとか総社の子ども、生まれ育ったことに誇りを持って活躍したりですとか、総社市で頑張っていただきたいという思いを込めております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　そもそも今の総社市の子どもたちへの教育として、総社の歴史文化をきちんと子どもたちに教えていくということであるとか、それからそれに付随して日本の伝統文化とか芸能とかを教えていくというところが非常に希薄だと思うんですけども、まずそこをきちんとやってからの次の話だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

御指摘はごもっともだと思っております。キャリア教育の一環として、全体や世界を見た上で地域のよさを知るというためには地域をまず知っておかないといけませんので、その辺、系統的にキャリア教育、地域の学びというのはあるんですが、キャリア教育の意識を持ってそういうような取組も進めていきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　講師は、総社市というのはすばらしいところなんだよと、すばらしい歴史と文化があるところなんだよというところを十分に認識していただいた上で、その認識の下に、総社で育った子どもたちがアイデンティティーを持って世界に出ていくということによって、世界観が保てて世界の人間と交流できるというストーリーだったら私は納得できるんですけど、今のこの報告に関してみると、それが弱いかなと思わざるを得ないわけです。そのことをするために野口絵子さんが最適なんだということが成り立つんであれば、非常にこれは意味があることだと思いますが、これは私の勝手な理論ですよ。野口絵子さん自体が総社の文化とか歴史とかをどのぐらい深く勉強されておられるかどうか、そこをきちんと総社の子どもたちに伝える必要があるんだと、それをもって世界へ出ていくことによって初めて世界の人間と国際的な交流ができるんだよと、だから地元の教育とか文化とか歴史とか、総社はもっともっと深く掘り下げて勉強しなきゃいけない、そういうところに君たちは住んでるんだよというようなストーリーであると非常に説得力が出てくると思うんですけども、どうもこの報告では弱いかなと私は思うんですけど、その辺はいかがですか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の御質問にお答えします。

我々としましては、地域のそういう歴史や文化とか、そういうよさのところを今のところは野口絵子さんに語ってもらおうとは考えておりません。その部分は、あくまで学校教育の中ですとかというところでやって、それと野口絵子さんの話を子どもの中で融合した上で、子どもたちがよさを感じていくというふうに考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　ですから、学校教育、地域教育でもいいですよ。その場で子どもたちに総社の歴史とか文化とかをきちんと伝えていることは前提としてあるはずであるんですけども、どうもその

辺が、今後、今でもいいです。どのくらい重きを置いてるかということが非常に気になるところなんですけど、その辺いかがでしょうか。今後これを掘り下げていくであるとか、もう今十分やっているであるとか、それはどうでもいいんですけど、その辺の答弁が欲しいです。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　村木委員の御質問にお答えいたします。

　地域を知るという学びでは、小学校の３年生、４年生あたりで、主に社会科ですけど、地域のことを教員のほうでまとめた総社市オリジナルの教材を使って授業をしています。ただ、御指摘のように、そこの中身でどの部分にどれぐらい重きを置くのかというところは、そのときの教員やある程度のことがありますので、一つの歴史や文化や、もう少し重点を置くようなところ、必要な部分が弱いことも考えられます。

　以上です。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　ですから、総社市全体を考えたときに、ここは吉備の国の中心であります。それをもともと歴史的な背景に持っているから、結局備中の国の中心になりというふうな歴史があるわけですよ。だから、そこを全市的に子どもたちに、そういう文化レベルの非常に高いところなんだよと、そういう地域なんだよということを徹底的に教育しないとなかなかそういうものが熟成されないというふうに思うので、十分そのあたりのことを御認識をいただきたい、このように思います。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　ありがとうございます。

　世界を見る上で一つのものに、例えば今回、世界を見るとかというところだけではなく、御指摘のように、地域をまず学ぶということもしっかりと考えていきたいと思っております。

　ありがとうございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　もっと分かりやすく言えば、英語特区ってやってますよね。英語が幾らぺらぺらしゃべれても、中身が空っぽじゃ駄目なわけですよ。世界へ出ていって通用しないわけです。だからこそ、中身のアイデンティティーをきちんと把握して、そしてそれを持って野口絵子さんが子どもたちにその大切さを説くであるとか。世界へ出ていくときに、世界人として十分に通用するのは、そういうアイデンティティーがないと世界として通用しませんよと。だから、総社はそれに勝るいろんな情報があるところなんだから、地域のことをもっと勉強しましょうねみたいなストーリーがあれば私は納得できるんですけど、いかがですか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　ありがとうございます。

　御指摘のとおり、そういうような、自分の、ここで生活していることに誇りを持つ、その再発見

という意味で野口絵子さんに、世界を見たところから、そういうよさというものは打合せの中でぜひとも語っていただきたいと。世界を見たからこそ、日本のよさであるとか、そういうところは感じております。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　野口絵子さんから子どもたちに、総社市というところはすごいところなんだよと、きちんとそれが説明できるだけのものを持って子どもたちに接していただきたいと思います。

　終わります。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　ありがとうございます。そのような市としての思いは伝えていきたいと思っております。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

　山田委員。

○山田雅徳委員　報告事項ということで今上げていただいてるタイトルを読むと、キャリア教育及び地域再発見に資する事業についてということなので、こういった事業をされるんだろうと、キャリア教育と地域再発見に資する事業を行うんだろうということで、先ほど来、村木委員からの質疑の中で、答弁でも分かってきましたけど、基本的には、今この講師候補者である野口絵子氏は、どちらかというと多様な価値観やグローバルな視点について語ってもらいたいんだということは伝わってきました。ただ、日本の伝統や総社地域の文化に対する理解と誇りを深めるという部分については、確かに総社市の方でもない野口絵子氏にそこまでを求めるのは現実的になかなか難しいんだろうなというのも理解しているんですが、この事業としてはキャリア教育と地域再発見ということになってますので、例えば前半、価値観であるとかグローバルな視点というのはこの講師の方にお願いすると。地域再発見とか、そういったことについては、また別の、例えば地域の方からお話を聞くとかというのがあってもいい、トータルパッケージで考えればいいのかなとは思うんですが、今、教育委員会のほうとか、実施するかもしれない学校との間で、どれぐらいの時間を取ろうとされているのか。ただの１日、１コマだけでやろうとしているのか。例えば、地域の再発見のこととかも含めて少しトータルで考えられているのかというのを教えてください。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　山田委員の御質問にお答えいたします。

　地域を知る活動ですとか、地域の方にお越しいただいて話を聞くという取組というのは、現在実施しております。それに合わせて、先ほど申し上げました、世界を知る、視野を広げるという部分のアプローチがどうしても学校としてはなかなか難しいというところで、目的の１番にありますような、そういう視点を触れる。なので、触れることを通して、理解と誇りを深めるということです。

　それまでの学校教育の中で地域のことやいろいろなことは学んでおりますが、その他の、世界は

どういう状況だとか、それが果たして、子どもたちにとっては、それが当たり前というか、日常にあるものですので、そうじゃないというような視点を講師の方に来てもらうことで再発見するというような意味合いを込めております。書き方が誤解を招くような表現なんですが、講師にそういうところを理解するために来ていただいたり、誇りを持てるように講師を呼ぶというよりも、今持っているものを、講師の視点に触れることで、よりそういう誇りが持てるのではないかと考えております。

計画としましては、講師招聘はこの１回ですが、もちろんそれに付随する様々な、今でもやっておりますキャリア教育がより効果的なものになる事業として考えております。なので、講師自体は学校へ、予算にもよりますけど、基本的に１回来ていただいて視野を広げるというふうに考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　ということは、地域再発見の事業とか取組というのはこれまでもやっていて、その流れの中で、多様な価値観、グローバルな視点というところで特別講師ということでこの方を招聘しようと考えているという認識でいいんですよね。そのように受け止めました。

確認をしますが、対象は小学校の３年生か４年生ぐらいだったと思うんですが、そこを確認させてください。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　山田委員の再度の御質問にお答えいたします。

基本的には、学校の希望もありますのでそれは優先したいんですけど、我々としましては、一番効果があるのは小学校中学年から高学年であろうと感じておりますので、一応学校へ御提案するときにはそれぐらいの学年をというふうに考えております。

理由としましては、一番は、職業観とか、そういうものだと中学校の段階なんですが、今回目的は、その前に視野を広げて、いろいろな夢が持てる、目標が持てるというところを目標にしておりますので、低学年ではちょっと難しいかなと思いますので、小学校高学年ぐらいが適切かなと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　分かりました。高学年に近い子どもたちを対象にしてる。小学生を対象にしているということですよね。

ちなみになんですけど、資料４の別紙のところ、これは書籍って書いてありますけど、これ、本はお読みになりましたか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　山田委員の御質問にお答えします。

私はまだ読んではおりません。

以上でございます。

○山名正晃委員長　山田委員。

○山田雅徳委員　私は読んでます。今回こういったことがあったので、資料も出していただいたので、それを読んだ上で今質問をしているんですけども。

確かに、小学校の中学年、高学年ぐらいからの話にマッチしたようなことも著書の中ではありましたので、そういった意味では、同世代の方の話を聞くというのは有効なんだろうなとは思うんですが、ただ、前向きにいうと、これはもう少し活用していこうとすると、さらに中学生とかもよりリアルにつながるんじゃないのかなと思うんですけど、そういったことは全く考えてはない、小学生のみということでよろしいですか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　山田委員の御質問にお答えいたします。

今のところ、今年度、学校に、こういうような事業をするとしたらやりたいですか、というお声かけをして、高学年がふさわしいと思うという話をしましたので、そういうふうにしました。ただ、この事業が今後どうなるのかというのはまた別問題ですので、話す内容によりまして中学校でも十分話はできるのかなと考えております。内容等を御説明した上で、それは中学校でもぜひやりたいということがありましたら、それも検討はできるかなと思っております。ただ、最初に御説明しましたように、夢や目標を持てますかというデータの数値の下がり具合が実は小学校のほうが大きく下がっておりまして、そういう意味で我々としては、小学生に夢や希望をもう少し持っていただきたいという思いで、今回小学校ぐらいが適切かなと考えておりました。

以上でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

林委員。

○林　恭一郎委員　１点確認なんですが、私は別に反対するもんじゃないんですけど、この事業をやって、それを効果が出たというものをどのような形で検証するのか。具体的にこういう形で検証していくというのがありますでしょうか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　林委員の御質問にお答えいたします。

一つは、子どもたちのアンケートを取ろうと思っております。本来ですと、夢や希望を持っているのかというところの数値もどういうふうに変わったかというのも検証できたらいいなと思っているんですが、ちょっとこれが実施の母数がある程度ないと、なかなかそれが、優位であったかどうかというのは難しいところですので、まずは一つ、子どもたちが話を聞いてどうだったかというのはアンケートを取りたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　なければ私から。

今回の報告の件なんですけども、５月のときには、この野口絵子さんに関しては、そうじゃこども未来大使でしたっけ、それにということでこの委員会に報告はありました。今回ちょっとそれには全く触れてないんですが、この大使の件はもうなくなって、今回のこのキャリア教育に生かされているのか、それとも大使にすることは前提としてこのキャリア教育にしていくのか、そこはどういうふうにお考えですか。

○山名正晃委員長　学校教育課長。

○村山　俊学校教育課長　山名委員の御質問にお答えいたします。

文教福祉委員会で、大使として任命するということについて様々御意見をいただきました。その辺の御意見をいただきまして、今回大使という冠は外して、一番の目的は、大使かどうかではなく、来ていただいて、教育活動に効果がある活動をしたいということが目的ですので、講師として招聘したいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の４、総社市こども夢応援表彰について当局の報告を願います。

教育部参事。

○田中よし子教育部参事　総社市こども夢応援表彰について報告いたします。

資料５を御覧ください。１、事業概要ですが、この表彰は、子どもの夢を応援する事業として、長年地域医療に貢献のあった故藤井秀昭様の御遺族、藤井三津恵様からの寄附を原資とした総社市こども夢応援藤井基金を活用し、スポーツ及び文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた児童生徒を表彰するものであります。

令和７年度の成績について、第１回目となる募集を行い、昨日、令和８年８月４日に表彰式を開催いたしました。三宅議長をはじめ、山名委員長、小野副委員長には、式典に御列席いただきありがとうございました。

２の表彰概要についてですが、資料５－１を御覧ください。

募集要項です。

１、趣旨にありますように、基金を活用した子どもの夢を応援する事業として、スポーツ及び文化芸術等の分野において顕著な成績を収め、市民のスポーツ及び文化芸術等の推進に対する機運を高めることに貢献した児童生徒を表彰することで、これらの分野の活動を奨励し、もって児童生徒

の健全育成に寄与することを目的としています。

３、表彰対象者としては資料にありますように、総社市内に在住する小・中、義務教育学校、中等教育学校前期課程の児童生徒、総社市立小・中、義務教育学校に在籍する児童生徒、総社市内に所在し、かつ市内に活動拠点を有している団体としています。

表彰基準につきましては、４、表彰の目安に示しています。スポーツ、文化芸術等の分野ともに、全国大会で３位以内またはそれに準ずる成績を収めた者、国際大会で顕著な成績を収めた者としています。信頼性と公平性を担保するために、大会の主催や規模等にある程度の制限を設けさせていただいています。

６、応募方法の中段、留意事項にありますように、応募は、自薦他薦を問わず、市内学校部活動の場合は学校が推薦すること。団体の基準は10名以上とし、９名以下の場合は個人扱いとすること。市外に所在する団体に所属し団体競技等の成績で応募する場合は個人扱いとすることとしています。

７、表彰内容ですが、表彰は表彰状、たて及び、個人表彰は３万円、団体表彰は、今年度はありませんでしたが、団体には30万円を贈呈することとしております。

資料の５にお戻りください。

３、第１回表彰式までの流れですが、(1)表彰の周知としましては、令和８年１月の下旬から２月上旬にかけて、広報紙、ホームページ、総社市公式ＬＩＮＥ、また総社市立学校に在籍している児童生徒の保護者には、連絡システムのすぐーるでの配信をして周知を図りました。

(2)募集期間ですが、令和８年２月２日から４月15日まで募集を行いました。

応募は、スポーツ部門個人に13名、文化芸術等部門個人に３名、スポーツ部門団体に１団体の応募がありました。

(3)６月10日に審査委員会を開き、審査委員７名で審査を行いました。審査結果は、先ほど御説明した表彰の目安に照らし合わせまして、スポーツ部門個人13名と文化芸術等部門個人３名を表彰する、スポーツ部門団体１団体は表彰しないという結果となりました。

(4)その後、６月29日に開かれた教育委員会で審査結果について諮り、異議はなく、決定となりました。

(5)７月１日付の文書で審査結果や表彰式の案内をし、(6)昨日、チュッピーホールで表彰式を行いました。

受賞者は、資料５－２でお示しをしております16名です。

以上でございます。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員　この表彰制度は、財源の関係があると思うんですけども、何年間ぐらい実施でき

るもんでしょうか。それと、この表彰は、１度受けたらもう受けれないんでしょうか。その２点をお願いします。

○山名正晃委員長　教育部参事。

○田中よし子教育部参事　村木委員の御質問にお答えします。

御寄附は1,000万円をいただいております。表彰状と金品の授与という表彰の内容から考えると、10年は続くという見込みでございます。

それから、１度表彰すると次はということですが、個人表彰につきましては３年を経過するまでは再度の表彰は認めないということを募集要項に書かせていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

林委員。

○林　恭一郎委員　今、表彰できる年数は10年ぐらいだと。私も村木委員と同じ、そこが気になったので。もし10年たって、もうその原資がなくなりましたといったときに、例えば、いや、これはいい制度だから続けていきましょうと。それが、市のお金を使って続けていきましょうとか、そういったことにはならないんですか。可能性というか、ありませんか、そういうのは。

○山名正晃委員長　教育部長。

○江口真弓教育部長　林委員の御質問にお答えします。

今の段階で、これがなくなったときにはどうしようという議論はまだしておりませんが、今のこの制度が定着して、もう子どもたちの励みになって進んでいく、そういった表彰になってほしいというふうに思ってるところです。10年、基金がなくなるときに、この表彰制度があったから子どもが励みになってたよと、継続していくべきだということになれば、予算のほうを市が負担してやっていくか、そういった話をその段階で決めていきたいと考えております。

以上です。

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会　午後１時56分